

コメントシート(改訂済)

氏名	Luo xinjian (羅信堅)
職名	副研究員
団体名	中国林業科学院
国名	中国

団体の概要

中国林業科学研究院(CAF)は、1953年に設立された林業中央研究所を前身として、1958年に創設された。本研究院には、現在、4,476名のスタッフがおり、20を超える国内外の団体と積極的に学術交流を実施し、協力関係を構築している。

違法伐採問題に対する団体の基本方針及びその活動

違法伐採及び関連取引を撲滅するための国際的取組に対する中国の対応

- FLEG (森林法執行及びガバナンス) に基づくEUと中国との間におけるBCM (二国間調整機構)

2009年に調印し、2010年に実施されたもので、ELEGに基づくEUと中国との間におけるBCMは、次の各号を目的とするフォーラムである。

-政策対話

-情報交換

-違法伐採及び関連取引の撲滅に際しての取組協力の可能性の検討

木材の合法性証明スキーム

2009年10月から2011年7月に至るプロフォレストとの連携での中国林業科学研究院の研究プログラム。なお、同プログラムには、英国のDFID (国際開発省)、DEFRA (環境・食糧・農村地域省) 及びSFA (国家林業局) が共同出資している。

目的： 実用的な木材合法性証明スキームの構築について、中国政府に対し、詳細にわたる提案を行うこと。

主要活動：

合法的な木材及び木材製品に対する市場要件の分析

既存の木材の合法性証明スキームに関する比較研究

木材の合法性証明スキームに関する推奨案

合法性証明スキーム案を用いた試験的テスト

利害関係者との協議

政策提言の策定

木材のグリーン公共調達

2006年10月には、中国財政部及び国家環境保護総局（現在の中国環境保護部）は、「環境ラベル製品の公的調達リスト」を共同で公表した。

現在のところ、木質パネル、フローリング及び家具を含む24の製品タイプは、国内資源の合法性フレームワーク及び輸入資源の持続可能性に含まれるものと認識されている。

民間セクターの原動力

一連の証明書保有者：FSC（森林管理協議会）1393、PEFC（森林認証システム認可計画システム）102、CFCC（中国森林認証協議会）（2010年には20に至る予定）

GFTN（世界森林貿易ネットワーク）中国：27メンバー； 7,993,732 m³

世界自然保護基金（WWF）中国グリーンウッド・イニシアチブ

TFT（熱帯林トラスト）／TTAP（木材貿易行動計画）：EUバイヤーにより特定された様々なサプライチェーン；1つの国際サプライチェーンは、第三者認証を取得した。

中国林産工業協会（CNFPIA）「行動規範」－木材原産地及び合法性に関するデューデリジェンス指針

FPIネットワーク

今年、中国国家林業局の支援の下、中国林産品指標機構（FPI）と呼ばれる政府、団体、企業及び研究機関が関与するネットワークが立ち上げられた。その主な活動の一つとしては、政府機関と製材企業、団体及び研究機関との間における定期的な対談を開催することである。現在のところ、協議の対象となっている主要トピックは、合法的な木材取引制度の証明及び企業向け関連トレーニングの問題である。

トピック1 違法伐採問題に対する日本の取組の全般的評価

全木連は日本において木材の合法性の証明の確立するために大きな努力をほらってきた。さらに国内、国外に木材にどのように適用されているのか、特にこのシステムに基づいて、総輸入量の中で合法性が証明された木材に量に関する情報があれば十分な評価ができるだろう。輸入木材に関する情報が重要である。このシステムは複雑で新しいシステムなので様々な階層に理解され、支持されるには時間がかかる。

中国の森林木材産業連合会は独自の合法性証明システムの実現に努力しているところ。中国

と日本の業界団体が経験を共有するべきだろう。

調達政策を導入する全ての国々にとっては、新しい規制の実施時期について、供給国に知らせた上で、かかる時期について交渉し、更には、いかに TLAS（木材合法性検証システム）を確立するかについて、全ての供給国に対し、技術的に適切な支援を提供することが重要である。

供給国にとっては準備するにあたり数年を要すると思われる。

例を挙げると、準備できるまでに多くの年数を費やした FLEGT については、EU からの支援を受けていても準備できていない国々がある。

トピック 2 Goho-wood を背景とする違法伐採問題に対応する業界団体の活動の可能性

中国の林業団体は、今年 11 月に試験的実施のために木材合法性証明制度について合意に達するよう努力している。

問題となっているのは、木材合法性証明制度により、木材処理企業のコストが増えることである。このことは、とりわけ、中小の林業企業にとって負担になると考えられる。従って、木材合法性証明制度の成功は、政府、団体及び企業が、過去において実現できなかったことを鑑みて、お互いに協力することが求められる。

特に、実施の初期段階において、政府及び団体は、企業に対し、更なる支援を提供する必要がある。

